



# 熊本県公報

号外 第 3 9 号  
令和 7 年(2025 年)  
8 月 27 日(水)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

|                         |         |
|-------------------------|---------|
| 規 則                     |         |
| ○熊本県会計規則の一部を改正する規則…………… | (会計課) 1 |

## 規 則

熊本県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和 7 年 8 月 2 7 日

熊本県知事 木 村 敬

### 熊本県規則第 3 1 号

熊本県会計規則の一部を改正する規則  
熊本県会計規則(昭和 6 0 年熊本県規則第 1 1 号)の一部を次のように改正する。  
第 3 9 条第 1 6 号及び第 5 0 条第 1 項中「日本電信電話株式会社」を「N T T 株式会社」に改める。  
第 7 5 条第 1 号中「1 0 0 万円」を「2 0 0 万円」に改める。  
第 9 3 条第 1 号中「2 5 0 万円」を「4 0 0 万円」に改め、同条第 2 号中「1 6 0 万円」を「3 0 0 万円」に改め、同条第 3 号中「8 0 万円」を「1 5 0 万円」に改め、同条第 4 号中「5 0 万円」を「1 0 0 万円」に改め、同条第 5 号中「3 0 万円」を「5 0 万円」に改め、同条第 6 号中「1 0 0 万円」を「2 0 0 万円」に改める。  
第 9 4 条第 2 項第 3 号中「1 0 0 万円」を「2 0 0 万円」に改め、同条第 3 項中「3 0 万円」を「5 0 万円」に改める。  
第 9 5 条第 1 項第 3 号中「1 0 万円」を「2 0 万円」に改める。

#### 附 則

- この規則は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。ただし、第 3 9 条第 1 6 号及び第 5 0 条第 1 項の改正規定は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の熊本県会計規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引又は契約の申込みに係る契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引又は契約の申込みに係る契約については、なお従前の例による。